

第百五十六回国  
参議院内閣委員会  
會議録第十九号

平成十五年七月十五日(火曜日)  
午前十時開会

委員の異動

七月十日

辞任

高野 博師君

補欠選任

白浜 一良君

七月十一日

辞任

谷 博之君

補欠選任

岡崎トミ子君

山口那津男君

高野 博師君

七月十四日

辞任

小林美恵子君

補欠選任

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小川 敏夫君

亀井 郁夫君

森下 博之君

山下 善彦君

長谷川 清君

吉川 春子君

委員

阿南 一成君

岡田 広君

竹山 裕君

西銘順志郎君

野沢 太三君

山崎 正昭君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

松井 孝治君

白浜 一良君

高野 博師君

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

畑野 君枝君

島袋 宗康君

黒岩 宇洋君

中山 太郎君

荒井 広幸君

西川 京子君

福島 豊君

井上 喜一君

五島 正規君

肥田美代子君

近藤 基彦君

逢沢 一郎君

米田 建三君

鴨下 一郎君

嶋谷 潤君

山本信一郎君

坂東眞理子君

近藤 信司君

田中壮一郎君

岩田喜美枝君

吉武 民樹君

阿藤 誠君

本日の會議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、谷博之君、山口那津男君及び小林美恵子さんが委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子さん、白浜一良君及び畑野君枝さんが選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

少子化社会対策基本法案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官石川正君外十三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 少子化社会対策基本法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○亀井郁夫君 おはようございます。自由民主党・保守新党を代表いたしまして、一言質問をしたいと思ひます。

私が申すまでもなく、この少子化問題というのは非常に大きな問題であり、皆さん方の御指摘のとおりでございます。そういう意味ではこの法案というのは大変大事な課題だと私は思ふわけでもございます。その意味では非常に時宜を得た法案だと思ひますけれども、ただ、この問題について

てはいろいろと世界観に絡むような問題もありまして、その意味では先ほどの、参考人の八木先生がいみじくも指摘されましたけれども、呉越同舟の法案だというふうにならなりました。そのとおり、そういう点もあるかと思ひます。

衆議院において与野党審議された経過も読ませていただきましたけれども、皆さん方の答弁については不統一な面もうかがわれますので、これについて、今日は確認の意味を込めながら尋ねさせていただきますというわけでありまして、

衆議院で十分な審議を尽くされ、参議院でも尽くされてきましたので、そういう状況でございますけれども、衆議院の法案を参議院でそのまま通すということではありませぬので、今日の質疑の状況を見ていろいろとまた影響も出てくるんじゃないかと思ひますので、慎重な御答弁をお願いしたいと思ひます。

まず最初に、本法案の制定の趣旨でございますけれども、少子化対策基本法でなしに少子化社会対策基本法となっております。この社会が付くと付かないでは、この前も質問ございましたけれども、少子化を防ぐための施策の基本法なのか、あるいは少子化になっちゃった社会における基本法なのかということで、意味が違ってこようかと思ひます。

そういうわけでございまして、そういう意味では、少子化してしまつた社会の対策であれば、例えば人口減に伴う労働力の確保というのは日本の発展のためにも大事でございまして、そういう意味では雇用という問題が、雇用確保というものが大きな問題になり、外人の移入という問題も大きな問題になるかと思ひます。そういうわけでございまして、この場合、この法律はいずれを目的にしているのかと。

少子化を防ぐためなのか、少子化社会における基本法なのか、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(中山太郎君) 亀井委員にお答え申し上げます。

少子化社会対策の主たる内容は、急速な社会化の進展に歯止めを掛けるための施策でございまして、少子化対策にはかなりませんが、現に存在している少子化という現実に対処するために、第二条第四項において、社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策が少子化の現況に配慮し講ぜられるべき旨を規定しており、これが少子化対策以外の少子化社会対策であると理解をいたしておりますし、委員御指摘のように、外国人労働者の受入れなどによる労働力確保のような問題は、このような施策の一環として慎重に検討されるべき課題であると考えております。

本法案における少子化社会対策とは、基本理念の下に各種施策を有機的に関連させ、総合的施策の実施を施すものであり、少子化社会に向けた施策を講じつつ、少子化に対処するための施策を同時に推し進めることにより、少子化社会において生ずる諸問題を解決しようとするものでございまして。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

ただいまの説明ですと、この法案は少子化の進行に歯止めを掛けるということがポイントであり、同時に、そのことによって少子化した社会に対する対応にもなるだろうというふうな、主と従と言ったらなんですか、主はやはり少子化の進展を食い止めることなんだというふうな御説明だと理解していいかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○衆議院議員(中山太郎君) 社会の個人個人にとつてこの少子化という現象が、何十年あるいは百年というような長期のスパンで国家の形というものを政治は見ていく必要があると私は考えておりまして、そういった中では、この個人個人の問題もさることながら、国の形がどうなっていくかという問題が政治の大きな一つの課題であらうと考えております。

その中で、個人の権利と自由、こういったもの

はもちろんございしますが、家庭とかあるいは地域の協力とかいろいろなものもございまして、そういうものが全部整備をされる、こういうことが非常に必要ではないかと存じております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

それでは、もう一つお尋ねしたいのは、この基本法の制定によってこの少子化問題が歯止めを掛けることができるのかどうか。今一・三二人という非常に低い数字になっている出生率でございまして、これを上げるのができるのか、どの程度のことを皆さん方、考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員(中山太郎君) 御主人方の中で子供が欲しいと思っていられる方はたくさん世の中にいらっしゃると思います。しかし、この出産ということは全く女性の方々にとつても大事業でございまして、そういった意味で、まず産まれるときの苦しみ、まあ産みの苦しみと申しますか、また生まれてきた子供たちを育てていくときの親としての心の苦勞、また身体的な苦勞というものがあつたことはお互い我々の社会の共通の概念であらうと思つてます。

そういった中で、やはり生産年齢人口が二〇〇七年から減少を始めまして日本の生産力というものが落ちてくる可能性がある、この見通しをもつて外国人労働者の問題が浮上してくるわけでございしますが、働きたいと、働いてくれる女性たちが引き続き働きながら子供を持ちたいと、こういう希望のある方には、社会の制度の中で早期保育のできる保育所を駅前で作るとか、あるいは深夜の保育をしてくれる深夜保育所を作るとか、いろんな社会全体が取り組まなければならない、この個人個人のいわゆる喜びと苦しみを決してあげる問題が政治の場に求められていると思つておりまして、そういう制度を整備していくということを基本に考えてこの法案を考え出したわけでございまして。

○亀井郁夫君 今お話がございましたように、やはり日本の労働力問題を考えたときにはどうして

も移民という問題に触れなさいけないかという問題がございまして、そのことももう無視したんではないかということもございしますが、現にやはり世界各国の中でアメリカだけは余りこの少子化問題が問題になっていない。これは移民が随分自由であり、自由というわけじゃありませんが、大量な移民、移民が行われており、それがやはり国力の源泉になっているという形ですけれども、そうではない国においては少子化が非常に問題になっていることも事実でございまして、それは必ずしも否定するものではないという話でございましてから理解しますが。

それでも一つ、この法案が既婚者を中心にした法案になっている。確かに、結婚しようがすまいが女性のいろいろなライフスタイルがあることはよく認めます、認めるところでありますけれども、この法案がすべて既婚者を対象にした法案になっておつて、未婚者に対する対応が触れられていないという点を考えるわけでありますけれども、確かに出産という問題を考えますと、婚外、婚外の出産もあるわけでありますけれども、一応、一応常識的には結婚して、そして子供を作るというのが普通でございまして、そういう意味では未婚者が問題だと私は思うわけであります。で、日本の場合、御案内のようにやはり既婚率が随分減っている、未婚率が高いということと、そして晩婚率が高くなつてきていることが大きな課題だと私は思うわけでありますけれども、そういう問題に対して全く触れられていないということについてはどうでしょうか。

○衆議院議員(中山太郎君) この法案、すべての個人が自ら結婚や出産を望んだ場合には、それが妨げられることのないよう、結婚や出産の妨げとなつていない社会的意識、慣行、制度を是正していくとともに、子育てを支援するための諸方策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とするものでございまして。

少子化をもたらす未婚化、晩婚化の原因につきましては、個人の結婚観、価値観の変化に加えま

して、結婚の先にある育児の負担感、育児と仕事の両立への負担感、親から自立した結婚生活を営むことへのためらい等が考えられております。このために、子育て、仕事の両立支援などの子供を産み、育てやすい環境整備を進めるとともに、結婚は個人の選択に基づくものであることを前提としつつ、次世代の親作りとして、子供の生きる力をはぐくむための体験活動、若者の安定就労のための施策、男女が協力して家庭を築き、子供を産み、育てることの楽しさや意義に関する教育、啓発等の様々な取組を進めていくことが必要であると考えております。

未婚化、晩婚化対策として以上のような施策を想定しているところであります。御指摘の未婚者に対する結婚紹介等につきましては、民間の事業が進展している中で、公的な取組に関しては地域の実情に応じた取組が検討されていくものと考えております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

今の、ただいまの御説明ですと、未婚者についても十分頭の中に入れて考えているんだということと、それについては、これに触れていないけれども十分やってほしいというお気持ちがあるわけでございしますが、なかなか難しいことなんですか、結婚紹介等、今民間で繰り広げられておりますけれども、そういう問題についても真剣に取り組んでいかないとこの未婚率の縮減ということは難しいんじゃないかと思つて、頑張つていかなきゃいかぬと思つてます。

続きまして、お尋ねしたいのは、余り衆議院では触れられていなかったんですが、「生み育てる」というところに点を付けて「生み、育てる者」というふうに分けておられることでありますけれども、これは簡単に点を入れただけでは、こういうことないようには思われませんが、この、産む役割と育てる役割、これを分けることは非常に大きな意味があるわけであります。生まれた子供は確かに社会の宝だと思つても、社

会が育てるんだというふうに割り切ってしまうという問題があるかと思ひます。

十年前だったですけども、スウェーデンの記者の方とシンポジウムをやったときに、その人がおっしゃいましたけれども、スウェーデンでは生まれた子は社会の子だということで育てているというふうなお話がございます。そういう意味では、低かった出生率をどんどん高めるためにそうやっていんだということ、確かに二・一三まで一九九〇年には上がってきたということでございますけれども、しかしそういった形が本当にいいんだらうかという気がします。と同時に、またその後、スウェーデンは財政事情から社会保障を切り下げていきましたら、見事にこの出生率も下がりました。今は一・五二ぐらい下がっている。なお下がっているというふうな話でございますので、そういう意味では、社会の子として社会の育成と、もちろん育児を応援してやるということはいわけてすけれども、やはり育児についての責任は、この法案にも書いてありますけれども、第一義的にはやはり親の責任だと私は思うわけでありすけれども。

そういう意味では、こうした社会の子として育てるといふニュアンスが出てくるような文言に、わざわざ点を入れ、付け加えられたという点について、どうも分からないんですけれども、なぜだろうかというふうな気がしてしょうがないんですが、これについてはひとつ御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(遠沢一郎君) 亀井先生から大変大切な、重要な点について御指摘をいただいたものと思ひます。修正案提出者といましてお答えをいたしたいと思ひます。

今、亀井先生御指摘のように、衆議院の段階で前文の幾つかの部分に修正を加えさせていただきました。「安心して生み、育てることができ、あるいは子どもを生み、育てる者が」というふうな点、ボツを入れさせていただいたわけでありす。大半の場合は子供を産む者と育てる者は同

一の者であるというふうな認識をいたしているわけでありすが、例えば、率直に申し上げて、里親の場合によつては子供を産む者と育てる者が違ふこともございます。原案の段階でもそのような趣旨を踏まえた法案、条文にしておいたわけでございますけれども、そうした立場の方々にもやはり配慮をする必要があるのではないかと、いろいろ衆議院の段階でも議論があったわけでありすが、その趣旨をより明らかにする方がよいだろうと、そういう判断で修正を加えさせていただいたわけでありす。

しかし、委員、この法案をお読みをいただいたわけでございますが、この施策の基本理念、第二条の冒頭のところでございすけれども、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との認識の下に、「ということを実施の基本理念の冒頭のところにきちんとうたっているわけでございます。先ほど懸念という意味で御指摘をなさいました、生まれた子供は社会の子供として社会が育てるんだ、決してそういうことを意味しているんだではないんだ、そういう方向を目標としているものでは決まてないんだ。あくまで第一義的には、責任を有する、つまり父母その他の保護者が子育てについての責任を有するんだ」という認識をきちんと基本理念の中で確認をしておるということ、これを強調させていただきたいと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

○亀井郁夫君 趣旨はよく分かりました。

それで、前文以外に、各条文でも何か所も「生み育てる」というところが出るんですが、これも全部ボツが入るんですかね。

○衆議院議員(遠沢一郎君) 基本的に「生み、育てる」というふうな修正を加えさせていただいている、整理をさせていただいているというふうな認識をいたしております。

○亀井郁夫君 そうしますと、ちょっと細かいこととすけれども、第十一条や十二条、十四条、十五条というのには産むことではなしに育てることに絡んでの保育の問題とか教育の問題とか、そ

ういうことになりますので、何か表現的に産む者、育てる者、育てる者は、おっしゃったように里子等にもらって、産んだ人間と育てる人間が違ふ場合はもちろんあるわけでありすが、その辺のところがちよつと整理ができていないような気がするんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○衆議院議員(遠沢一郎君) 亀井先生から、十一条、十二条あるいは十四条、十五条についてどういふふうに理解をしたらいいかという趣旨の御質問をいただきました。

簡潔に触れておきたいというふうに思ひすが、まず十一条につきましては、保育サービス等の充実について規定がなされております。これは、既に子供が生まれた場合の規定でございますので、子供を養育する者を十一条におきましては対象にしておるということを確認しておきたいと思ひます。

十二条は、地域社会における子育て支援体制の整備について規定をいたしておりますけれども、子供を生み、育てる者を対象といたしております。例えば、私も修正案の提出者として勉強をさせていただいたわけでありすが、例えば中学生、高校生等を対象にいたしまして、保育等の経験をさせることにより子育ての知恵が伝承されるような試みも想定をいたしております。こういうことから、子供を産む可能性ある者も対象となるという趣旨であると、そのことが十二条には含まれていんだということを御理解をいただきたいと存じます。

十四条でございますが、ここではゆとりのある教育の推進等について指摘をいたしているわけでありすが、この十四条におきましては、子供を生み、そして育てる者がやはり対象となつていられるわけでございます。予定子供数が御承知のように理想子供数を下回る理由といたしまして、子供が伸び伸びと育つ環境でないということがよく指摘をされております。養育の実態あるいは教育の実態、随分お金が掛かる等々についても指摘がある

わけでありすが、これから子供を産む世代にとつてゆとりのある教育の推進は欠かせない要件である、そういう認識の下、施策について十四条で整理をいたしました。

長くなつて恐縮でございますが、十五条におきましては、生活環境の整備についての指摘でございますが、ここは同様、子供を生み、そして育てる者が対象となつていられるわけでございます。家が狭い等の理由が子供を持ちにくい、そういう指摘もある中、少子化に歯止めを掛けるための施策として重要なことを十五条で整理をいたしているわけでありまして、このケースも、対象は子供を生み、そして育てる者であるというふうな認識をいたしております。

どうぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○亀井郁夫君 趣旨はよく分かりました。それから、先ほどちよつと申しましたように、スウェーデンでは子供の半分は父親が分らないという話も聞きましてびっくりしたんですが、やはり子供を育てるのに私は家が、家庭が大事であらうと思ふんですね。

そういう意味では、この法文では、父母その他の保護者が一義的責任を持つというふうな表現になつておりますけれども、家庭という言葉が何か随分遠慮深く使われているような感じがして仕方がないんですね。もっと表に家庭という言葉を出してもいいんじゃないかと。子供の教育は家庭からということ、今も非常に大きな問題になつていす。確かに、父母その他の保護者というのは家庭の一員である場合が多いんですけども、そういう意味では、家庭についてのことが余り触れられていないという点で非常に奇異に感ずるわけでありすけれども。

特に、この間、参考人でお呼びした八木先生のお話だと、マルクス主義は家庭というのを否定しているという話がありまして、家庭では男性が横暴で奴隷的服従を強いるんだということで、女性に、だから女性は、それから逃げていくためには

家庭から逃げていけということでありまして、家庭を崩壊するところにマルクス主義の一番手近な原点があるんだというふうな話でありまして、(発言する者あり)いやいや、ありましたけれど、関係があるんだと先生は紹介されたので、へえと思ってびっくりしたんですが、まさか皆さんがマルクス主義を、マルクス主義をベースにしてこの法案を作られたとは思いませんけれども、やはり家庭に対する考え方をもっと強くやってほしいと思ふんですけれども、それについての考え方はどうでしょうか。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 大変興味深いお話を承りまして、少しく勉強をさせていただきたいと思いますが、先生御指摘のように、やはり子育て、これはあくまで家庭がベースである、円満な愛和な家庭があって初めて健全な子供がすくすくと育つことができる、全く御指摘のとおりであろうかと思ひます。

理想は父母がきちんとそろっているということでございますが、いろいろな理由で、里親の場合、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんがお育てになる、そういう家庭もあらうかと思ひますが、いずれにいたしましても、家庭の大切さ、この法案を通じて国民の皆様にもよく理解を、正しく理解をいただきたい、そんな思いであることをあえて付け加えていただきたいと思います。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

家庭についても十分配慮をしないといけないというお話でございましたけれども、そういう形でこの法律は運用されるべきだと思うわけでございます。

次にお尋ねしたいのは、「結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」という表現が挿入されておるわけでありまして、最初の原案にはなかった文言でございますけれども、これが修正案で入っておるわけでありまして、

もちろん、個人主義が普及しまして個人の意思が尊重されるというのは当然のことでございますけれども、しかし結婚や出産は個人一人だけで

きるものではない、相手があることですからぬ。そういう意味では、当事者の合意によって結婚をし出産をするんだらうと私は思うわけでありますし、これについては最初の我が党の委員の質問のときにも中山先生から、当事者ということと同じ意味なんだというふうな御答弁もございましたが、その後の答弁ではその辺が消えてしまっておいて、個人は個人で、個人イコール女性なんだと、女性が決めるんだというふうなニュアンスが強かったようでございますけれども、私はやはり個人というのは、これはむしろ当事者という意味であって、女性が勝手に結婚を決め、また勝手に出産を決めるということではないと私は思うんです。

そういう意味では、こういった自己決定主義という言葉が随分はやりまして、そういう意味では、後ほどまたお尋ねしますけれども、ジェンダーフリーの問題に絡んで中学校や小学校の子供たちの性教育にも及んでおいて、女の子に、結果は自分が決めるんだからどうでもいいんだというふうな形になっておいて非常に嘆かわしいこととあるわけでございますけれども、そういう意味では、この問題について、どういう意味でこれを挿入されたのか、ひとつ御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 亀井先生からもう一つの修正点につきまして、その本意といたしますか、意図するところはどうかということについて御質問をいただきました。

前文の中に、御承知のように、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」というものを挿入をさせていただいたわけでありまして、もとより、原案におきましても、個人の自己決定権を当然の前提として、結婚や出産の妨げとなつてはいる様々な要因を取り除くんだ、そして子育てを支援するための諸方策の推進を図つて個人が望む選択ができるような環境を整備しよう、そういう趣旨、意図がこの法律の本旨であるわけでございます。

もちろん、衆議院の段階でもいろんな意見がありました。議論があつたわけでありまして、もと、本法案が、個人の自己決定権を当然の前提として、少子化に対処するための方策が個人の自己決定権を決して侵害するものではないんだということをややはり文言上明らかにした方がいい、これは一つの政治判断と言つてもいいかと思ひます。が、明らかにした方がいいという判断でこのように修正を加えさせていただいたということを率直に申し上げておきたいと思ひます。

ただ、自己決定権の主体について、先ほど、それはあくまで女性なのかということについて先生から御指摘をいただいたわけでございますけれども、これは女性だけがその自己決定権の主体として想定されているわけでは決しておきません。もちろん、結婚や出産の前提となる妊娠というのは、御承知のように一人だけではできません。は、御承知のようにカップルの合意、同意、すなわち個人と個人の決定にゆだねられる、二人の同意にゆだねられるんだということをおえて指摘をしておきたいというふうに思ひます。

どうぞよろしく願ひします。

○亀井郁夫君 ただいまの説明で、個人というのは女性だけではないというふうなお話でございましたので、それであれば私もよく分かりました。

それから、これに絡みまして、平成七年の世界人口会議で提唱されたリプロダクティブヘルス・ライツ、この問題が、これがベースになつておるわけでありまして、性と生殖に関する個人決定主義というのが先ほど申し上げましたように相当喧伝されておるわけでございまして、そういう意味では、この問題は男女共同参画局長にもお尋ねしたいんですけれども、これが非常に混乱を招いているというところで、このことからいろいろと地方の条例まで随分こういうベースで作られていて、というふうなこともございまして、これは非常に問題だらうと思ふので、特に先ほど申し上げましたように、子供たちの性教育について非常に大きな問題を及ぼしておりますので、このリ

プロダクティブヘルス・ライツと、これはヘルスが付いているんですから、単に権利じゃなしに健康上の問題等を考えた上でのライツだと思ふんですけれども、その辺が全く無視されているような気がするわけでありますけれども、これについての、自己決定主義についての正しい解釈を局長の方からひとつ説明していただきたいと思ひます。

○政府参考人(坂東眞理子君) 今、リプロダクティブヘルス・ライツについてのお尋ねがございましたけれども、私も男女共同参画基本計画の中で、施策の基本的な方向として、リプロダクティブヘルス・ライツに関する意識の浸透、あるいは生涯を通じて女性の健康の保持増進対策の推進ということをおえておいて、男女ともに妊娠、出産、女性の生涯を通じて健康に高い関心を持ち、男女ともに高い関心を持ち、正しい情報、知識を深めるための施策を推進するというふうに言っております。もう少しかみ砕いて自分なりに解釈した言葉で申しますと、妊娠や出産によっていろいろなライフステージで男性とは異なるいろいろな健康上の問題に直面する女性が、自らの体について正しい情報入手する、自分で判断する、そして健康を享受することができるようになる、以上は当然その結果も引き受けなければいけないわけですから、それが男女共同参画基本計画の趣旨であり、基本法にも沿っているというふうに思っております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

やはり女性にとつては出産というのは大変なこととございまして、健康上のことを十分配慮しなきゃいけないのは当然でございます。体の中にもあるわけでございますから、そういう意味では十分女性が判断しなきゃいけないのは当然のことだと私は思ひますし、そういう意味においてこのリプロダクティブヘルス・ライツというのが理解され、やられればいいんですけれども、安易な

形でやられては私は困ると思うわけでございまして、そういう意味では、このことに絡みまして、学校でも最近は何だか更衣室が男女一緒だとか、それはもう変なことが、男と女、男らしき、女らしきを否定するところから始まって、そんなことが行われているということも指摘されており、困ったものだと思うわけでありますが、そういう意味では行政上の問題として、文部省辺り、この辺についてはどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長(小川敏夫君) 提案者どなたか。速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(小川敏夫君) 速記を起こしてください。

○亀井郁夫君 もう一度お尋ねします。

個人が決めるんだということになっておりますけれども、片方で刑法やそれから母体保護法で墮胎そのものについてのいろいろな規制がございすから、それとの絡みにおいてはどのようにお考えでしょうかということをお尋ねいたします。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 大変恐縮でございます。今、亀井先生が御指摘いただいたことと修正の観点についてお答えをさせていただきます。

本修正によりまして、墮胎の自由が定められ、刑法第二百十二条から第二百六条までの墮胎罪の規定が空文化するというふうなことがあつては決してならないというふうなことをあつては決まっております。墮胎をしたときの処罰の有無につきましては、御案内のように、そしてまた今御指摘をいただきましたように、刑法や母体保護法を始めとした現行法令によってきちんと規定がされておるところであります。本法案は、その処罰の在り方について規定をしたものではございせん。刑法や母体保護法等の現行法令の効果に影響を及ぼすものではないということを修正案提出者として明言をしておきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

この点に關しましてもう一つお尋ねしたいのは、行政上の問題として、個人が決めるということに絡みまして、刑法や母体保護法でいろいろ保護されておるわけでありまして、母体がですね、

に、それはそれとしてちゃんとやっていくんだというのを予定しているというふうなお話でございましたので安心いたしました。次にお尋ねしたいのは、ゆとり教育との関係でございまして、生まれた子供がゆとり教育の中で育っていくというところで、ゆとり教育の推進が強く掲げられておりますけれども、これにつきましては、教育の内容や充実、あるいはまた入学者の選抜方法の改善や、子供たちの文化、スポーツ、社会などの体験活動にも触れられておるわけでございすけれども、ゆとり教育というのは、文科省においても数年前までは盛んに取り上げられておったんですが、最近では学力の低下との関係において今ゆとり教育が強く反省を求められておるわけでございまして、文科省におきまして、例えば学習指導要領が、これまでは最高基準だと言っておったのが今では最低基準だというふうな言っているというふうなこともありますし、そういうことでは随分このゆとり教育に対するアプローチの仕方が変わってきているように思われるわけでございすけれども、そのことをこの段階においてあえて書き込まれたのはなぜなのか、これについて提案者の方に御質問したいと思います。

○衆議院議員(中山太郎君) 今、委員御質問のゆとり教育の問題でございす。

我が国においては、学歴偏重の風潮がやはり根強いものがございます。子供の教育についても悩みを持つている親御さん方も多いわけでありまして、こういう中で、これらのことは子供も親にも負担を構成しているものと考えております。学歴偏重の風潮は、親が産む子供の数を少なくする方向に働いていると考えられても不思議はないと思っております。

子供を生み、育てる者が感じているこのような心理的な負担を軽減してあげることが、家庭や子育てに夢を持たせ、安心して子供を生み、育てることが出来る環境を整備するという少子化社会対策の理念の実現に資するものでありまして、少子

化社会対策に位置付けすることが出来るものと考えております。

なお、文部科学省の提唱するいわゆるゆとり教育とは同じものではなく、内容についてはこれから具体的に議論をしてまいりたいと考えております。

○亀井郁夫君 今、ゆとり教育についての考え方はかなりこれから考えていきたいんだというふうなお話でございましたけれども、これについて文科省の方、どのように受け止められるか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(近藤信司君) お答えをいたします。

委員御案内のとおり、昨年四月から新しい学習指導要領を実施をしておるわけでございすけれども、その中では、ゆとりの中でいゆる生きる力を育成するということをねらいとしているわけでございす。そのために、全員が共通に学ぶ内容の厳選によって生じた時間的、精神的なゆとり、余裕を活用して、きめ細かな指導でありまして、余裕を活用して、きめ細かな指導でありまして、体験的、問題解決的な学習を充実することによりまして、子供たちに基礎、基本というものを確実に身に付けさせていきたいと、そしていゆる生きる力を育成をしていきたいと、こう考えているわけでございす。

そして、こういったねらいが真に実現されるように、文部科学省といたしましては、例えば習熟の程度に応じた指導など、きめ細かな指導を行うことが出来るように教職員定数の改善に努めているわけでございすし、あるいはいわゆる学力向上プロジェクト事業と、こういったような事業を通じて確かな学力の育成を図ってまいりたいと、こういうふうな考えているところでございす。

今後とも、この法案の趣旨も踏まえながら関係施策の推進に努めてまいりたいと、かように考えているところでございす。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

文科省としても出生率が上がるような教育改革

をこれからも是非ともやっていただきたいと思  
います。そういう意味ではよろしくお願いしたい  
と思いますが。

もう一つお尋ねしたいのは、第六条の国民の責務でございますけれども、これが余りにも抽象的過ぎて何をしているのかよく分からないというふうな意見もございますので、これについてももう少し詳しく御説明したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○衆議院議員(中山太郎君) 少子化対策につきましては、基本的には行政の行うべきものでございまして、国民も少子化社会の現状を理解し、安心して子供を生み、育てることのできる環境の整備に努めることは、国民も社会の一員である以上、当然のことであろうと考えております。

このため、国、地方公共団体、さらには事業主の責務を規定した上で、主にサービスの受け手となる国民の責務も併せて規定したものでございます。国民の責務とは、そういった社会の一員として果たすべき責務であり、具体的には、少子化の進展している現状を認識し、少子化社会に対する理解を深め、安心して子供を生み、育てる環境の整備に努めるとともに、少子化社会における諸施策に協力する責務であると考えております。

○龜井都夫君 国民の責務というと、非常に抽象化されて、具体的な話はなかなか聞けないわけでありませうけれども、産めよ増やせというふうな昔の形には簡単には、書いていないわけですから、そうじゃないと思いますけれども、安心して子供が産める、また育てられる社会を作るようにみんなで努力していこうという意味に理解いたしましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほどもお尋ねした中で、出産についての手当が全く触れられていなくて、この辺についても出産手当とか、それについてもよくよく考えていく必要があるんじゃないかと私は思っています。うんですが、そういう意味では、絡みましてもう一つお尋ねしますけれども、少子化社会における年金制度の問題でありますけれども、いわゆるD

INKS世帯というのは、何か夫婦で高学歴で共働きという家庭のございますけれども、DINKS世帯で子供がいなくてありますから、その世帯の収入は、子供を一生懸命育て、育てている家庭に比べたら随分収入が違ふというような話もあるわけでありまして、一説によると二億円ぐらい違ふんだというふうな数字も出ておりましたが、それはいろいろあるかと思えますけれども、しかし、そういう意味でまた同時に、年金の問題も今の制度では非常に差があると。要するに、自分は子供がいなくてから、自分が年を取ってからもう年金は、隣の一生懸命育ててもらった子供から年金を払ってもらうという形になるので、これもおかしいじゃないかというふうな話もございますけれども、そういう意味では、フランスのように子育てする期間に年金に加算するとか、あるいは子育てについては子育て手当を、育児手当を出すとか、そういうふうな形で何か考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうな声もございますけれども、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。中山先生、お願いします。

○衆議院議員(中山太郎君) 子育てに対する手当、これが現実のコストとの差は現実にございます。例えば、出産手当につきましても平均三十万出ておりますけれども、実際に出産に必要な経費は約四十万と言われております。そういった面や、あるいはこの育児休業制度をどのような形で男女が取っているかというようなデータも見てみても、女性は一六から七割ぐらいの育児休業を取っておりますが、男性の場合はわずか〇・五%のございます。これはやはり男性としては、この企業で実力を発揮してどんどんと上進したいと、こういう、男性としての大きな希望があると思えます。そういう中で、経営者側が男性の育児休業を取得することについての十分な理解を持つことが、これからの男女共同参画社会には極めて大切なことに相なるかと思えます。

また、先生御指摘のように、年金の問題につき

まして、やはり少子高齢化になってまいりますと、このバランスが、社会保障制度の財政基盤が崩壊する可能性がありますので、その点はこれから国民の皆様方に十分説明をした上で、いかにして高齢者の年金を少子高齢化の社会において提供できるかと、こういったことは、税制あるいは国の補助制度、こういったことを含めて総合的にこの法律に基づいて各省でも御検討願えるものと考えております。

○亀井郁夫君 この今の年金問題等については、これから各省、この法律を受けてやるんだというふうなお話でございましたが、そういう意味で直接関係ある厚生労働省にお聞きしたいんですけれども、この法律を受けて、具体的にこういう問題について検討する用意があるのかどうか。厚生労働省の方お見えますよね、お願いいたします。

○政府参考人(吉武民樹君) 今、先生御質問がございました子育てと年金の関係でございますけれども、これは今年の三月に少子化対策推進関係閣僚会議でも検討するというところでお決めのいただいております。

その基本的な考え方としましては、これから女性、特に女性の働き方が非常に多様になってくるのだらうというのを前提にいたしております。そうしますと、育児期間の中で例えば収入が非常に減る方あるいはなくなる方があるわけでございまして、今の現行で申しますと、基本的には育児休業期間は手当てをいたしておりますけれども、それ以外の場合については年金額計算上は減ってくるという状態になりますので、この点につきましては次回の年金制度改正の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つでございますが、年金の積立金がございまして、今市場が非常に厳しい中で運営は非常に厳しい状況になっておりますが、年金の積立金を活用いたしまして、文部科学省で奨学金を充実していただくというのが大前提でございますが、これにプラスをいたしまして、将来の次世代の方、年金の保険料で申し上げますと非常

○龜井郁夫君 この今の年金問題等については、これから各省、この法律を受けてやるんだというふうなお話でございましたが、そういう意味で直接関係ある厚生労働省にお聞きしたいんですけれども、この法律を受けて、具体的にこういう問題について検討する用意があるのかどうか。厚生労働省の方お見えですすね、お願いいたします。

○政府参考人(吉武民樹君) 今、先生御質問がございました子育てと年金の關係でございますけれども、これは今年の三月に少子化対策推進関係閣僚会議でも検討するということでお決めのいただいております。

その基本的な考え方としては、これから女性、特に女性の働き方が非常に多様になってくるだろうというのを前提にいたしております。そうしますと、育児期間の中で例えば収入が非常に減る方あるいはなくなる方があるわけでございまして、今の現行で申しますと、基本的には育児休業期間は手当てをいたしておりますけれども、それ以外の場合については年金額計算上は減ってくるという状態になりますので、この点につきましては次回の年金制度改正の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

それからもう一つでございますが、年金の積立金がございまして、今市場が非常に厳しい中で運営は非常に厳しい状況になっておりますが、年金の積立金を活用いたしまして、文部科学省で奨学の資金を充実していただくというのが大前提でございますが、これにプラスをいたしまして、将来の次世代の方、年金の保険料で申し上げますと非常に

に長い期間負担をしていただきますので、こういう方々が自分で自立して学べるような、そういう教育資金を検討してはどうかということ、この二点を中心に検討しているところでございます。

○亀井郁夫君 どうもありがとうございました。前向きにいろいろと検討していただきたいと思えます。

時間がちよつと、十分だけ残っておりますけれども、これでやめさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。

少子化社会の問題については、本当はこの国の在り方といえますか、それからこの国に住む人々の将来の生活にとって、現在及び将来の生活にとって大きな問題であることは当然、もちろんでございします。ということ、民主党・新緑風会といたしましても、この議員立法の趣旨には賛成という態度でございしますけれども、幾つか私ども、先生方のところもそうかと思いますが、特にこの内閣委員会の委員のところには女性の様々な団体の方から懸念が表明されておりました、その懸念につきましても衆議院でも、あるいは参議院に移りましても議論が行われているところ、ございします。

さて、少子化という問題は今に始まったことではないわけでございまして、やはり家族といえますか家庭といえますか、あるいは個人一人一人の生活といえますか、そうした人間の生き方といいますのはその国の社会、経済の在り方、時代の変化によって非常に大きく変わるわけでございます。自己決定、自分の人生だれにも任せられるものではない、自分で自立して生きていくためには自己決定、自分の生きたいように悔いのないように生きると、これが人の生き方でございますけれども、それでも客観要因によって非常に大きく左右されると、これが事実でございます。

\_\_\_\_\_



そこで、まず審議に入ります前に、もう一度簡単に、時間が短くて大変恐縮でございますが、今日は社会保障・人口問題研究所所長の阿藤さんにお願いいたしておりますので、時間が短くて恐縮でございますけれども、そもそのところを少し問題整理をしていただきたいと思います、研究者の立場からの認識を伺いたいと思います。

まず第一点は、少子化の要因とそれに対する対応策について、もう既に平成九年でしょうか、人口問題審議会の中から、日本の社会への警鐘ということで提言されたわけでございますが、そのポイントについて認識といたしますか、御指摘いただきたいと思っております。

○政府参考人(阿藤誠君) 少子化、これは一九七〇年代半ば以降に始まりましたいわゆる人口置き換え水準二・〇八以下への出生率の低下でございますが、そのいわゆる人口学的な要因というのは、これはまあ先進国に共通でございますして、中心的には結婚の晩婚化、いわゆる未婚化、晩婚化でございます。で、最近になりまして、日本では結婚した夫婦の出生率低下というふうな要因が加わったというふうに分けられております。

こういった未婚化、晩婚化、そして夫婦出生率の低下の背後にあります社会経済的要因というのは、言うまでもなく大変複雑でありまして様々な要因が考えられます。しかし、この政策的対応ということ踏まえた上での可能性あるいは有効性という点から考えますと、重要な大きな要因は次の二つというふうに私自身は考えております。

一つは、女性の社会進出が進んだことにより、社会全体として職業労働と家庭、あるいはまた仕事と子育てというものの両立が容易ではなくなったということが何と云っても大きな背景にあると思っております。

それから第二番目は、かつてのように自営業中心の社会では子供というのが家の宝、家業の労働力であり老後の保障という、そういう意味合いを持っていただけていますが、それがサラリーマン社

会に変わってきても大変弱まってくる。そういう中で、人々にとって結婚をし子供を持つということが選択的、今までのように必然的でなくて選択的なものになってきたということがあると思えます。しかも、その上で、子供の教育期間が長くなり、子育ての経済的、心理的な負担感が強まったということが第二番目の大きな背景にあると考えます。

経済学的にはこれを、第一番目の要因をよく子育ての逸失利益あるいは機会費用の上昇と言います。そして二番目は子育ての直接費用の上昇と、こういうふうに表示しております。したがって、少子化への政策的対応の中心というものは、やはり第一番目にこの両立問題の改善ということでございます。そして第二番目には、子育ての経済的、心理的な負担感の軽減というふうに分けておられます。

具体的には、両立問題の改善のためには、政府でも進められておりますように育児休業制度あるいは保育サービスの充実、男性の育児参加促進のための施策といったようなことがあると思えます。

それから、子育ての経済的、心理的な負担感の軽減ということの具体策としては、もちろん児童手当あるいは税制における子育ての優遇の措置、奨学金あるいは保育サービス費用の軽減といった経済的負担の軽減策のほかに、地域社会、学校教育、生活環境、リプロダクティブヘルスなど、子育てにかかわる全般的な環境整備が含まれるというふうに分けておられます。

○川橋幸子君 短い時間に端的に御指摘いただきましてありがとうございます。

今回の少子化社会対策基本法も、個人の自己決定を尊重するというのが基本になっておりまして、しかし、なお産みたいけれども産めない、望むだけの子供の数が産めない、こういうギャップを何とか国がサポートすることによって充足できるようにしていただけないかと、そういうことに懸かっているわけでございます。そういう趣旨の法

案でございますが、なお出生率の回復ということ非常に強く望む声もあるわけでございます。

日本の経済規模なり人口規模なりというものが国力ということとでとらえられた場合には、産めよ増やせよ法案ではないんだけれども、そうした声も、産めよ増やせよ、できるだけ、できるなら産んでほしいといいますが、そういう期待があるわけでございます。そうした場合には、私が個人的に考えますのは、家族の形態が非常に大きく変化している、以前のようにおじいちゃん、おばあちゃんの手助けがかりられるわけではない、それから共働きでなくても専業主婦の家庭の場合も、夫は長い通勤時間を掛けて働き、そして今のような厳しい雇用環境になりますと何と週六十時間以上働く、週六十時間です。これかえって、子供を産めたいというのは、これは非人間的な要求になるのではないかと。おまけに自己啓発もしろというぐらい職場は厳しくなっております。

少し話が横道にそれましたけれども、家族というものの対するサポートが非常に大変だと、こういう時代になってきているわけですね。しかも、その家族の形態が非常に多様化しているということとを考えましたときに、例えば出生率、出生率の回復の可能性について、かつて平成九年の人口審議の報告書は、選択的な夫婦の別姓とか事実婚などに対して社会的な寛容度を高めることが考えられるではないか、あるいは非嫡出子に対する法律上、制度上の差別が、差別といいますが、要するに法律婚でないものに対する取扱いの区別があるわけでございますけれども、そういうものに対する区別を是正していく、多様な家族を認めることが必要ではないかということが提言されたところでございますが、こういうことについてはどのよう

に、人口学的にはどのように考えられるのでしょうか。

○政府参考人(阿藤誠君) 先ほど慣例を存じませんで、失礼いたしました。今の御質問の中で、人口学的にある程度はつき

りといえますか、言えることというのは、人口学的なデータの国際比較から見ますと、婚外子割合の高い国ほど出生率が高いと、これはもう極めて高い相関があるわけでございます。で、この婚外子割合が高い国というのはほぼ同棲、いわゆる事実婚の多い国を意味しております。この事実から、同棲が社会的に容認された国ほど出生率が高いということが相関関係から言えそうでありま

す。ただし、欧米諸国の経験から見ると、同棲をするかしないかというのは若者自身の判断でございます。で、その点であえて言えば、日本でこれほど同棲が低い、婚外子が少ないということは、日本の若者は今のところ余り同棲というものを選択していません、こういうふうに分けるのではないかと

思います。また、言うまでもないことですが、同棲自体は今申しましたように若者自身が選択する問題でありますから、同棲を政策的に促進しろと、そういう性格のものではないというふうに分けておられます。

この選択的な夫婦別姓、それから非嫡出子に対する制度上の差別は正と云ったことにつきましては、もちろん民法上いろいろ議論があることは存じておりますけれども、それがどれほど直接的に出生率に結び付くかどうかということとは、人口学的な見地からは何とも言えないということでございます。

○長谷川清君 委員長。○委員長(小川敏夫君) 長谷川君。速記を止めてください。

〔速記中止〕○委員長(小川敏夫君) 速記を起こしてください。暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩(休憩後開会に至らなかった)

七月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三一九〇号)

一、高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願(第三三〇〇号)(第三三〇一号)

第三三九〇号 平成十五年六月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 静岡県浜松市都田町八、七七五ノ

三 本村春海 外百十八名

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三三〇〇号 平成十五年七月一日受理

高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願

請願者 神奈川県海老名市中新田八〇二ノ

一 富田敏美 外四百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三二六七号と同じである。

第三三〇一号 平成十五年七月一日受理

高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願

請願者 埼玉県川口市峯九一六ノ一二 吉

川健一 外四百九十九名

紹介議員 福本 潤一君

この請願の趣旨は、第三二六七号と同じである。